

令和 8 (2026) 年度 ボランティア登録・ ボランティア活動保険の更新手続きについて

令和8(2026)年度のボランティア登録やボランティア活動保険に関する更新手続き方法について、ご希望の方法でお手続きください。

《ボランティア登録について》

令和8(2026)年度の登録については以下のとおりです。いずれかの方法でボランティアの登録をお願いします。**(登録内容に変更になければ不要)**

① 書面での登録

団体用または個人用ボランティアカードから。

② QR コードでの登録

③ ボランティアセンターのホームページからデータ版をダウンロード

メールや LINE 等でデータを頂ければ、別途紙面での登録書の送付は必要ありません。

QRコードより登録更新



個人ボランティア用

《ボランティア活動保険加入手続きについて》

個人 ボランティア共通

・ボランティア活動保険加入申込書(複写式)

●加入者氏名欄について

個人 すでに会員名簿の用意がある場合、その名簿を添付していただいても構いません。名簿がない場合は、所定の書式に沿って、各会員の氏名と加入プランを正確に記入してください。

※ 複数の団体に所属されている方は重複加入のないよう、事前によくご確認の上お手続きください。
一つの加入ですべての活動に対応できますので、重複加入する必要はありません。

●保険料の助成について

当センターにご登録いただいた個人・団体ボランティアの皆様については、年間保険料の助成がありますので、負担金はありません(基本プランの全額 350 円/人)。

なお、被災地等での災害ボランティア活動の予定がある場合には、年度当初より天災・地震補償プランにご加入することを推奨しています。その場合には、保険料助成額との差額の 150 円/人を社協の窓口にて支払手続きをお願いします。

●書類の送付での手続き完了について

保険加入申込書については記入後、そのまま切り離さず、2 枚ともご持参ください。後日、保険加入証(加入者控え)に社協受付処理印を記入・押印しさせていただきますので、保険加入期間終了期間まで必ずお手元に大切に保管してください。

なお、年度途中で、代表者の変更やメンバーの追加など、内容に変更が生じた場合は、必ず当センターまでご連絡ください。

《ボランティア活動保険の補償対象について》

●ボランティア活動中にて以下の5つが補償対象となります

- ①急激かつ偶然な外来の事故により死傷された場合
- ②偶然な事故により他人にケガを負わせた場合
- ③他人の物を壊したこと等により法律上の損害賠償責任を負わされた場合
- ④ボランティア自身の食中毒(O-157 など)や特定感染症にかかった場合
- ⑤熱中症(日射病や熱射病)になった場合

《提出書類について》

- ・ボランティア登録カード(前年度と変更のある場合のみ)
- ・ボランティア活動保険加入申込書(複写式) 2枚複写の2枚ともご持参いただければ、登録完了です

提出先

永平寺町ボランティアセンター(松岡福祉総合センター翠荘内)

〒910-1127 永平寺町松岡吉野塚 15-44

TEL 0776-61-6003

※ボランティア手続きの件で何かご不明な点などございましたら、永平寺町ボランティアセンター(0776-61-6003)までご連絡ください。

永平寺町ボランティアセンター

〒910-1127 吉田郡永平寺町松岡吉野塚 15-44

TEL 0776-61-6003 / FAX 0776-61-1797

E-mail vola@eiheijishakyo.jp

URL <http://www.eiheijishakyo.jp>



公式 LINE

QRコード